

定期検査！

令和7年度 特定計量器定期検査が実施されます！



計量法（平成4年5月20日法律第51号）の規定により、はかりを取引や証明に使用する者は、**2年に1回**、事業所の所在地を管轄する都道府県知事による検査を受けなければならないとされています。該当事業所は、必ず受検して下さい。

事業所にて使用している「はかり」はすべてお持ち下さい。

検査日	時 間	場 所
5 月26 日（ 月）	10:30～15:00	せとうち海の駅
5 月27 日（ 火）	10:00～15:00	
5 月28 日（ 水）	10:00～15:00	
7 月18 日（ 金）	9:30～10:30	生間待合所
	12:30～14:00	加計呂麻ターミナル（仮） （瀬相待合所）

※以下の場合には届出が必要となりますので、御連絡下さい。

- ① 事業を廃止している 場合
- ② 所有しているはかりを すべて使用していない 場合
- ③ 所有しているはかりを 全て破棄して所有していない 場合
- ④ 新しく事業等を始め、取引や証明にはかりを使用している場合



お問い合わせ

商工交通課 商工交通係（せとうち海の駅2階）

☎ 0997-72-0640